

1. 議事日程

[令和3年第3回安芸高田市議会9月定例会第7日目]

令和3年9月14日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南 澤 克 彦	2番	田 邊 介 三
3番	山 本 数 博	4番	武 岡 隆 文
5番	新 田 和 明	6番	芦 田 宏 治
7番	山 根 温 子	8番	先 川 和 幸
9番	児 玉 史 則	10番	大 下 正 幸
11番	山 本 優	12番	熊 高 昌 三
13番	秋 田 雅 朝	14番	金 行 哲 昭
15番	石 飛 慶 久	16番	宍 戸 邦 夫

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

5番 新 田 和 明 6番 芦 田 宏 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	行 森 俊 莊
企 画 振 興 部 長	猪 掛 公 詩	市 民 部 長	福 井 正
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 田 雄 司	産 業 振 興 部 長	重 永 充 浩
建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	小 野 直 樹	教 育 次 長	宮 本 智 雄
消 防 長	土 井 実 貴 男	総 務 課 長	内 藤 道 也
危 機 管 理 課 長	河 本 圭 司	財 政 課 長	高 藤 誠
政 策 企 画 課 長	高 下 正 晴		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	森岡 雅昭	事務局 次長	國岡 浩祐
総務 係長	藤井 伸樹	主任 主事	岡 憲一

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開会

- 宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、5番
新田議員、及び6番 芦田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 一般質問

- 宍戸議長 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。  
それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。  
12番 熊高議員。

- 熊高議員 改めまして、皆さんおはようございます。  
今回の災害で非常に甚大な被害を受けておりますけれども、私もちよ  
うど美土里町で亡くなった方が被災に遭われた、いわゆる大埤林道の中  
途を、その後、何回か通ることがありまして、その痛ましい状況を何度  
か見させていただきました。

とりわけ、小学校6年生の孫娘を歯医者に連れて行くのに一度そこを  
通って、こんな状況になっているんですよということを一緒に見ました  
けれども、電柱が倒れて、その土石流の被害の大きさというのに、孫娘  
もびっくりしておりました。谷川の土砂が200メートル足らずのところ  
からV字型にえぐられて、どーんと出てるんですね。一瞬の違いで被災  
されなかったんじゃないかというぐらい、本当にそういう状況でありま  
したので、孫娘も災害というのは本当に一瞬の出来事で怖いなという、  
そういったことを実感したんだと思います。

子供たちを含めて、いろんな形でこの災害の悲惨さ、あるいは避難を  
する、そういったことを含めて、こういった機会に十分伝えていければ  
なという思いで孫娘の言葉を聞いたわけですがけれども、谷一つ違えば全  
く崩れてないという、最近の雨の降り方の異常さというんですか、そう  
いったものをあの現場は、まざまざと受け止めることができます。通る  
たびに御冥福を祈りながら通っておりますけれども、本当に忘れてはな  
らない被災の一つだなという思いをしております。

あるいは、私も県道を通って横田から、この吉田の市役所に来ること  
も多いんですけれども、被災の後に床下の土砂を取ったり、家族総出で  
されている状況を見ました。あるいは、1週間たっても2週間たっても畳  
を上げて床下の乾燥をする、そういった状況もまだまだ見られておりま

す。

私もちょうど49年前、いわゆる1972年災に軒下浸水で家屋が流されましたけれども、これに日常の生活を取り戻すというのは、半年、やっばり1年かかるんですね。そういった意味で、被災された皆さんに対して、いかに最善の支援をしていくかというのを改めて感じておりますので、そういったことも含めて、災害関連で質問をさせていただきたいと思っております。

まず1番として、災害対応について。

これは、昨日からいろいろと質問なり答弁をされておりますので、かなり重複している部分もありますので、私が聞きたい部分だけを抽出して聞かせていただきたいと思いますので、そのつもりで市長、御答弁いただければと思います。

まず、(1)の避難所における環境については、コロナウイルス禍の影響もあり、避難者から対応に関する意見を多く頂いております。そういった意見を議会事務局を通して災害対策本部にも伝えていただくようにはしてはしておりますが、そういった中でも、①のプライバシー保護や感染防止処置について、環境は十分できていたかということですが、昨日の御答弁で避難所の状況というのは確認できました。

ただ、クリスタルアージョのような大きな場所でのプライバシーを守るための用具といいますか、そういったものはまだ十分ではないというふうな御答弁もあったと思います。

今後、そういったことを含めて、440人が一度に避難された状況というのがありますけれども、それをどんなふうに今後していくのかという点で、1番はお聞きしたいと思います。

○宍戸議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 　簡潔な御質問、大変助かります。どうもありがとうございます。

状況については、昨日お話ししたとおりですので、課題、現状の認識、評価について、お答えします。

どこかでは話したことなんですが、完璧があり得ないと。望むものではあるんですが、それは実現ができないものであるというのは変わらぬ思いです。例えば、新型コロナの対応にしても、今回が完璧であったとは思っていません。やはり一時的、あるいは部分的には密になっていた、密に近い状況になっていたというふうに捉えています。

その中で、これから先どうやっていくかなんですけれども、これはもう、できる限り対処していくという以上の方策を持ち合わせていません。

例えば、プライバシーの話を少ししてみますと、避難所というのはあくまでも一時的な避難をする場所という認識です。もちろん災害の状況によっては長期化する可能性はあるんですが、基本的にそこに1週間、2週間、1か月滞在するというのは想定をしていません。もし、その想定に基づくならば、今のような備えでは到底足りない。要はこんなもんじ

やないお金がかかるというところですので、現状では一時的な避難、それへの備えとなっています。

パーティションの確保も、今回、特別にサポートが必要な方を中心に、個別のテントであったり仕切りを用いた段ボールベッドとか、そこに入って利用していただいたというのが実態なんですけど、あれを全員にとというのは、やはり現実的ではないんだと思います。

その中では、お金がないのなら、あとは知恵を絞るしかないんですが、ちょっとした工夫、これで、例えばそのアージョなんかは、もう少し効率的な運営ができるんじゃないかと個人的には思っています。

いわゆるナッジという考え方なんですけど、「Nudge (ナッジ)」というのは英語で、ちょっと動かすという意味なんですけれども、少しの、このポイントによって川の流れが変わるような仕組みをナッジというんですけど、これは今回の災害対応の中でもちょっと提案はしてみたいんですけど、残念ながら緊急を要する中では実現ができませんでした。

例えば何かというと、アージョの大ホールの床に点を打ってみるんですね、1メートル間隔とか。そうすると人間って自然とそういう目安を見て、ここは私の毛布を敷こうとか、あそこからあそこまでは通路かなという目算が立つようになると思います。点ぐらいであれば、ふだん打っておいても緊急時に急いで打たなくても使えるんじゃないかと。それがナッジになるかどうかは、やってみないと、検証してみないと分からないんですが、例えばそういう方法によって密を防ぐ、新型コロナへの対応も可能ではないかと、これは可能性の話ですが、考えています。

ただ、何回も申し上げて恐縮なんですけど、完璧な対応というのはなかなか難しいと思っています。

せっかくですのでついでの話をしてしまえば、新型コロナでパーティション、仕切りを立てるというのを、いろんなところでやるんですけども、そこにもありますよね。この効果というのは、大きな飛沫をそこでシャットアウトするだけです。今、よく言われているエアロゾル、これには効きません。むしろ厄介なんですけど、かえてこの風の流れを遮ってしまうので、こればかり立つと、実は屋内の、例えば部屋の換気能力は落ちるんです。なので一概に仕切りを立てて囲えばコロナ対策になるかといえ、そうでもありません。

ですので、いろんな科学的な論拠を検証を踏まえた上で、常に最善を模索していきたいと考えています。

○宍戸議長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 ナッジって難しいことかと思ったら英語なんですね。難しいことですね、でも。答弁も難しかったですけれども。

テントなんかも含めて、空気の流れは確かに専門的にどうなのかということ、よく研究すべきだと思います。今、サーキュレーターというんですか、そういったものが効果的だということで、私も最近、専門家

から提供を受けて使っておりますけれども、やはり空気をどうするかということが一番の課題というふうに聞いておりますので、そこらも含めて、今後そういう大規模な避難所のありようというのを、しっかり検討いただきたいと思います。

2番に入ります。

避難者に対する食糧供給について、支給基準などはあるのか、現状と課題について伺いますということですが、これも昨日、いろんなことで食糧についてはありましたけれども、私がここで聞きたいのは、避難をなささいという命令を受けて避難された方と、自主的に避難された方の食糧支給の基準が違うんだということを少しお聞きしたんです。その辺の基準の在り方が避難者の皆さんに伝わっているのかどうか、そういったところをもう少し、市民を含めて状況を提示していただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 避難者に支給する食糧の件でございますが、基本的には自主避難という手法でお伝えすることはありますが、自主避難の場合には、基本的には避難者の手持ちでやっていただくと。今、レベル3、いわゆる高齢者等避難、その段階からいきますと一応、市の備蓄した食糧を配布するということとなっております。

自主避難する際に、お太助フォン等で放送しておりますが、若干そういったものの準備はお願いしたいというようなことを併せて放送することもございます。その辺ちょっと徹底をするべきかなと思っております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 しっかりと市民に周知するという意味で、要望しておきたいと思いません。

次に、(2)の吉田町多治比川氾濫に伴う復旧の考え方について。

これも、昨日、多くの皆さんがやり取りをされておりますので、私なりのポイントを絞って後ほど聞きたいと思っておりますが、まずは①の吉田町多治比川氾濫に伴う復旧について、8月26日の中国新聞で、都市計画マスタープランに反映するとの市長の考え方が報じられておりましたが、詳細について、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 現在、本市が策定を進めています都市計画マスタープランというのは、このまちをどのようにデザインするかという、その名前のとおりなんですけど都市の計画です。

その中で、多治比川、これを中心とした浸水区域等、もろもろのリスクもあれば利点もありますが、それらを踏まえ都市機能の最適な配置を

考えていくというのが、私があの記事の載せてもらった中で答えた趣旨です。

ちなみに、要望に関しては、県や国に適宜適切に上げていくというのは昨日もお話したとおりなんです、何であんなにも話がかみ合わなかったんだらうというのを、ちょっと私になり整理をしてきましたので、多治比川等に関しての補足で御説明します。

前回6月の定例会一般質問の際に、それこそ山本優議員からの御質問、それへの答弁であったんです。私が、いろいろくだりがあって、答弁で国や県の制度を利用するのはもちろんですと言っています。ただ、陳情に上がって予算を取ってくる、補助金をもらってくるというのは、かないませんと言っています。うちだけ特別扱いしてください、特別な財源を下さいというのは普通に考えて無理です。それは市長として考えるべきではないと説明をしています。

これは、市民の方の中にも残っている、何ていうんでしょうか、誤解なのかなと思うんですが、そういう神通力はないですよ、ないはず。1,700ある自治体の首長が、国会議員や中央の官僚のところに行って陳情してお金を下さいと言って、じゃあこれやるよみたいな、そんな機動的な対応は無理ですよ、やり出したら切りがないですから。もしかすると、かつて有力な国会議員とか大臣とかが利益誘導のようなことをされていたのかもしれないんですが、それはどんどん難しくなっているはずなんです。

私が思うに、ここに限らずかつての首長、町長や市長というのは、私が陳情に行って予算を取ってきたぞという、そういう説明を、まあパフォーマンスですよ、というのを常にされていたのかなと、これは推測をします。邪推かもしれないんですがそのように思いますが、それは無知から生じる虚構です。そんな仕組みで日本も回ってないはずなんです。

です、そのようなお願いに行ってお金をもらうというのはないですと、うちだけ特別扱いは無理ですと申し上げたんですが、なぜかその後、直後に山本優議員が、市長は国や県との対話はしないとはっきり言われましたと返ってくるんですね。いやいや、言ってませんよとその後、訂正します。国・県と話をしないと一言も発言をしていません。これも我ながら感心するんですが、そのように流布されないよう重ねてお願いしますと、そのように言われたら迷惑です。事実じゃないことを言わないようお願いしますと。それで最後、ここが大事なんですが、国や県との対話は当然必要です。そのために各部局があります。それがしっかり機能するようまとめるのが市長の仕事ですと説明をしています。

したがって、私が行う要望というのは、国や県に対する、もろもろの関係各位に対する要望というのは、市長自らが行うときもあれば、関係担当部局、そこが適宜適切に行う場合もありますが、いずれにしても公明正大に行われるものです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 飛んだ答弁になっていったようですけども、そういったことを私は大きい3番で、自治の在り方、そういったものを含めて日本の政治の仕組み、あるいは自治の在り方、そういったものに関係するというふうに思っていますので、その辺で触れてみたいなどは思っていましたけれども、県に要望書を出したというのは9月8日ですかね、早期治水対策をとということで。こういった要望というのは、現状をしっかりと把握してもらって、安芸高田市という自治体としてこんなことを願ってますよということだと思っているので、そういったのが本来の要望のある姿だと思います。

ただ、今、市長がいみじくも言われたように、以前はやはり情実でやり取りができた時代もあったわけです。これは現実としてあるわけですから、それが時代とともに変わってくる、あるいは後ほど3番で言いますけれども、自治体がおんぶにだっこで日本の財政を厳しくすることも含めてあるんだと思う、その辺はまた後で言います。

県に要望するときに、ここでちょっと私の考えを申し上げますと、多治比川10.1キロ、あんなにあったのかなと思って要望書の中をのぞき見ましたけれども、これは上流域と中流域、あるいは下流域、江の川との合流点、そういう三つの区域に分けられると思うんです。上流域は室坂川、それから奈良谷川、この二つが北から流れてきておりますけれども、そういったところを逆に砂防事業にしたほうがいいんじゃないかと思うんです。

砂防事業という砂防予算、米村副市長は特に県庁の方ですからよく御存じだと思うんですが、砂防事業というのは結構予算を持っているんです。その辺は政治とのやり取りがあるんですよ。

だから、河井議員が安佐南北の災害のときに、ほとんど砂防事業で対応できたというのは、やっぱり政治的なそういうつながりです。砂防事業というのは竹下登さん時代からの大きな積み重ねの政策の一つの集約をされた砂防事業ですから、そこには結構予算があるんです。それは経験で私も感じています。そういったところから予算が取れるようにする。そのためには、今の二つの河川辺りを砂防河川に指定してもらって砂防事業ですという。砂防事業は上流から工事をしますから、河川改修というのはどっちかというと下流からしますからね。

そういったことも含めて両方からできるんじゃないかなということも含めて、専門的なことも米村副市長、あるいは担当の部長さん辺りにしっかりと研究をしていただきたいなという思いをしておりますので、これは私の考えですからそれに対して何か市長なり副市長なり部長なり、考えがあれば少しお聞きしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 昨日も少しお話をしましたが、そもそも正式に県に要望を出したのは、



多治比川に関して今回が初ということですので、ここをスタート地点として様々な協議を重ねていく考えです。もちろん熊高議員が今、御指摘、御提案くださった内容もそれに含めていきたいと思えます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 部長は詳しくないですか、砂防等のことについて。あれば後で答弁いただきたいと思えます。

もう一点、多治比川の特に中流域から下流域、今回の被災状況を見て、かんがい用水の井堰、これが私もグーグルで確認しただけなのではっきりとはしませんけれども、床止めを含めて約20か所ぐらいあります。丹比の県道と合流しとるところのくっついてる河川がありますよね、河川とくっついたカーブのところ、あそこまでが江の川から約4キロ弱、その間に大方20か所ぐらいそういった床止め、井堰があるんです。

その井堰によって、井堰の上流側の水が越水して田んぼ側に入った。それであそこへ黒い土のうを積んであります。この井堰をどうにかしないと、なかなか難しいんじゃないかと思うんです。

確かに、先ほど石飛議員にも聞いたんですが、あそこの改良はいつ頃やったんですかねと言ったら1972年ぐらいだろうというんです、大方50年前です。

この井堰を、かんがい用水ですから水利権者との関係もありますけれども、井堰を例えば風船井堰、市長、分かりますかね、専門用語ですが。井堰をコンクリートで固めておるのを、空気を入れて風船にして、洪水が一定の水位になると、それがぺちゃっと空気が抜けてへちゃげて、通常の河床になるんです。こういったものをかなりやられているところもありますし、それは自己負担とかいろんなことが関わってくるので難しいのは難しいんですが、今の状況をまず変えるということになれば、そういった井堰をどうにかするという事。

これを農業関係の施設ですし、河川自体は県の管轄ですから、この調整というのはかなり難しいと思えますけれども、早いうちに当面の災害を回避するという事になれば、そこらも考えていく必要があるんだろうというように思えます。

もう一つは、稲田橋の橋脚、あそこに物が詰まって橋の上流と下流では1メートルぐらい水位差がありましたよね、提供していただいたビデオを見る限り。さらに下流の江の川の多治比川の河口から、また何百メートル下に大きな井堰があるんです。これが江の川の水位を下げないことの一つの要因でもあるんです。

これは地元の皆さんからも私にも何度か要望がありました。現地に行ってみたりしましたけれども、その井堰というのも含めて、当面、早く対策を取るのであれば、そういったことも考える必要があるというふうに思えますので、その辺の考えがあれば受け止めていただきたいなという思いで、感想を聞かせていただきたいと思えます。

- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 多治比川については、今、県が調査・分析をしてくれている最中です。その結果によって何をどう対処していくか、それが出てくるんだと思います。その際には、当然、井堰を含め調整をするものが判明するはずで、その井堰等に関われば、地元との調整が必要になりますので、そこは市の出番なんだという認識を持っています。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高議員 本当にこれからだと思いますので、そういったところも多少は参考にしていただいて、県との交渉をお願いしたいと考えております。  
次に入ります。もう一つ忘れておりましたが、ちょっと今、(2)に戻りますけれども、もう一つ、井堰の関係も含めて、当面できるというのは、この4月ですか、流域治水という法律ができたというのを部長は御存じかも分らないですけれども、それによると、遊水池が造れるということなんです。いわゆる河川から余裕を持たせるために池を造ってそこへためると。これはすぐできることだと思うんです。これの遊水池計画というのをいろいろ土地の関係もあるでしょうけれども、これは早くできることだと思うんです。  
これを御存じかどうか分かりませんが、これは答弁はいいですけども、そういったことも含めて、うまくいろんなものを使ってくださいということ、砂防も含めて、井堰のことも含めて。それを一つ追加して伝えておきます。答弁は結構です。  
それから、2番に入ります。介護給付費の現状と課題について。  
(1) 介護給付費の削減見通しと、抑制対策について伺います。  
この取組の中心になってくるのは、予防介護等にあると思います。年齢に見合った体力づくりの支援と、それを支える保健師の充実に取り組むべきだと思いますが、そのお考えをお伺いします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 おおむね昨日、金行議員の質問の中でお答えしたかと思います。少しだけ言葉を足せば、2025年、もうちょっと先です、すぐですけれども。には団塊世代が後期高齢期を迎えますので、それに向けてはこの保健事業と介護予防事業を一体化して、特に力を入れて取り組んでいきたいと考えています。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高議員 特に保健師の充実というのは、以前、市長もおっしゃっていたように記憶しておるんですが、各支所に配置する、いわゆる昔の体制ですよ。今回のコロナ禍において全国の保健所の数が半減したということが、いかに緊急時に悪い影響を与えたかということも含めてありましたけれ

ども、そういった意味で、安芸高田市の自治の中で考えると、各支所単位、各町単位にそういったフェイス・ツー・フェイスで市民の健康管理ができるようなことができる保健師の充実というのは、自治体でできることだから、ただ予算が伴いますので、それをどうするかということも併せてお考えいただきたいということを要望して、次に行きたいと思えます。

(2) 予防の中でも、口腔ケアが重要であり、健康な体力づくりは、まず食にあると考えます。安芸高田市の取組の現状について、お伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 口腔ケアについて御説明をします。

こちらは市の歯科医師会の協力の下、40～80歳の中老年の方を対象とし、歯科検診というのを無料で実施しています。また、80歳で自分の歯が20本ある方を表彰する「8020表彰」というものや、何回もお話に出ますが「げんき教室」、それから「健康とどけ隊事業」というものを活用し、口腔ケア、そして食の大切さについて広く啓発を行っているところです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 口腔ケアの結果としての効果、その評価というのはどのようにされておるのか。口腔ケアをやることによってこんな効果が出てますよという、何年かのデータとかがあれば、それで効果があったというふうに見られるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 現在、高齢者の医療と介護の一体化予防事業というところがございませぬ。これは、国保高齢者という形で、75歳以上が後期高齢者になりますけれども、そこでのいろんなデータ、医療データというのが今まではその方の年齢が移行していく間に連続した形で、保険者のほうが持ったままという形で進めておりました。これを現在、先ほどありました口腔、要は口の中の検診結果、介護状態、介護の認定度、その方がお持ちになっている病気、そういったものをデータ化されて、その中で、やはり低栄養であったりフレイルであったり、その可能性がある方というのを栄養士等が抽出して、現在、事業を行っております。

これは令和2年度からのスタートになっておりますので、様々なものとおっしゃいますと、現在の中でそれを評価できるもの、検証しているものというのはいりませぬ。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 最近始まったということを今、部長はおっしゃったので、今後の動向を見ながらしっかりと生かしていただきたいということを要望しておきます。

(3)に入ります。その中でも幼少期から小中学生の年代が重要と考えますが、実態についてお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 御説明をします。

まず幼少期ですが、育児相談会や乳幼児健診において、歯科医師や歯科衛生士による指導を実施しています。また、小中学生に対しては、歯と口の健康習慣授業などで歯の大切さを広める啓発活動を行っています。

とりわけ中学1年生には、学校歯科医や歯科衛生士が口腔ケアの大切さについて講話をする、またはブラッシング指導をするなど、学校歯科保健教室としてこれらを実施しています。私が小さい頃にはなかった事業ですので、随分よくなってきているんだというのが私の感想です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

永井教育長。

○永井教育長 市長部局との連携につきましては、先ほど市長が答弁をしたとおりでございます。保健師と学校でいいますと栄養教諭、あるいは養護教諭辺りが連携して、歯と口腔に関わる指導ということに取り組んでおります。

併せて、学校ということになりますと、学校保健安全法という法の中で、いわゆる毎年度6月末までに、およそ12項目ぐらいの項目に基づいて健康診断を実施するようになっております。その中に、いわゆる、う歯、虫歯ですとか歯周病ですとかそういった口腔に関わる検査も項目の中に入っております、これは本市におきましては、現在、年2回の実施をしておるところでございます。

昨年度はコロナの関係がありまして、例年のようなきちっとした検査というのが十分できておりませんので、昨年度の実績というのは、現在、数字としては持ち合わせておりませんが、これまでのことでいいますと、本市においては子供たちの、う歯、口腔の課題というのはそう多くないと、虫歯等の率も非常に本市の子供たちは少ないというふうに感じております。

併せて、積極的な指導といいますか啓発を含めて、現在、本市には給食センターに栄養教諭が2名配置されています。毎月、食の指導という年間計画に基づきまして、特に歯ですとか口腔につきましては、虫歯予防ということで6月に集中的に学校を回ってくれたりということの中で、子供たちに未然防止の観点からの指導、もう一つは体育の授業の中で保健指導ということに丁寧な取組をしてくれていると考えておるところでございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 現状取り組んでおられることは、市長、あるいは教育長がおっしゃったようなことだと思うんですが、先般、安芸高田市歯科医師会の吉村会長ともお話しする機会がありまして、平均的には教育長がおっしゃったように、ある程度の管理が行き届いた状況でしょうけれども、極端に、例えば一人の子に虫歯が10本あるんだという子もおるんだということです。この差がある。

これは親の無関心とかいろんなこともあったり、もう一つは、2017年度の歯科衛生の関係で出ておりましたが、貧困との関係、いわゆるお金ですよね。お金がなかったり、あるいは子供を歯医者に連れていく時間さえもないという、そういった状況でそういったものが放置されるということがあるので、今、教育長がおっしゃった平均的にはある程度、維持できておるのかも分からないけれども、極端に悪い子供がいるというのも実態だというふうに私は聞かせていただいたので、その辺りをどんなふうに手当てをしていくのかということを少しお聞かせいただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
永井教育長。

○永井教育長 さきの議会で、秋田議員だったと思いますが、いわゆるヤングケアラーの質問もいただいております。現在このことについては、いわゆるネグレクトといいますか、そういうこととの関連の中で、詳細なアンケート調査を今、指示をしておるところでございます。

一方、先ほど出ました各家庭においては、貧困という格差の中でということがございましたが、このことについても、私も吉村先生のほうからお話は伺っております。

現在、取組を進めております調査等の中から、そういったところも細かく分析をしまして、毎年、年度初めに各家庭のほうに健康調査カードを提出していただく制度も設けておりますので、この辺りから個別の課題というものを取り出しまして、当然、必要な個別の指導、対応のほうも充実していきたいと考えております。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高議員 現場の実態というのは、なかなか分かるようで分からん部分もあるんだと思いますし、特に家庭の事情とか根っこにある部分というのは本当に掘り下げていかないと見えない部分もあるんだと思いますので、そこからはしっかり積極的にやっていただきたいということを要望しておきます。

もう一つ、お金の問題で、先ほど私、孫娘を連れて歯医者に行きましたと言いましたけれども、そのことともちょっと関係したんですけれども、いわゆる最近の子どもたちは顎が小さいですから、歯の並びが悪いというのが多いみたいです。いわゆる矯正をするということで、この費用が数十万円から高いものは100万円ぐらいかかるんですね。だから

こういったものをそういった貧困の家庭を含めて、一般の方でもまとまったお金をそれだけ出すというのはなかなか難しいんだと思うんです。

だからそういったことを、例えば分割払いにするとか、銀行との連携で歯医者さんとの関係である程度借入れをして、分割してできますよということも含めて、やはり両親がお金を出すということじゃなしにそういう仕組みを、歯科医師会辺りと話をして制度的にできないかというようなことを少し私なりに思ったもんですから、こういったことについてはどのように受け止めていただけるのかということ、これは市長のほうがいいのか分かりませんが、お聞きしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今ローンという単語が出たんですけれども、元金融にいた身からすると、安易に公的な立場で金融に介入すべきではないとは思いますが。それは多分に民業圧迫になりますし、うまくいかないことが多い懸念があるためです。要は慣れてないからです。

ただ、福祉事業というんでしょうか、住民サービスの一環で何かしらそういう金融の仕組みを使ったサポートがあってもいいように思います。なので、今の時点でこれができるんじゃないかというのは、なかなかお答えができないんですが、何か手があるならばという観点で模索していきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 お金のことで教育長さんのほうは、執行部といろいろ、市長部局と話をさせていただければいいので、市長がおっしゃったようなことだと私も受け止めます。ただ、現実として困っている人もいますので、それをどうするかというのもしっかり考えていただきたいということ、今日は一つの頭出しということで話をさせていただきましたので、今後の取組に期待をしております。

次に入ります。

大きな3番の本市独自の「予算化基準」の設定についてということですが、この(1)の2022年度策定を目指す、新しいまちづくりの基本計画に取り組もうとされていますが、その前提として独自の予算化基準を設定する気はないかと、市長のお考えを伺おうということです。

私も含めて何人かの議員が毎年5月に日本自治創造学会という勉強会に行くんですけれども、これは私、今まで行った会の中で、予算も安いですし、東京に行くのが高くつくんですけれども、講師の皆さんは本当にそうそうたる皆さんで、これほど充実する研修会はないんですけれども、今はコロナですからメールマガジンで7月15日に理事長の穂坂さんという方から、そういった話が出てきたんです。

穂坂さんという方も、志木市の市長を長年やられたり、県議会議員もやられたりした人ですけれども、そういう行政も議会の議員も経験した

人で、安芸高田市にも3市合同の研修会に来ていただいたことがあります。

その方が、志木市の財政状況が厳しいのをどうしようかといって悩んだときに、この後で出てくるカナダの連邦国の予算の支出基準、予算化基準というのを思い出したんだと。この状況でそういったものも必要じゃないかということで、いろいろそこから調べていったら、こういったものが出てきたのでお伺いしたいということです。

まず、①国も地方もコロナウイルス対策や災害対応により、厳しい財政状況は一段と悪化してきています。安芸高田市も市長自ら財政についての説明会を行い、市民は一定の理解を示したものと感じています。しかし、地域を活性化するためには様々な事業も必要となります。そのためには財政面から見た選択と集中が求められると思います。しかし、市長が様々な事業の廃止化を示したことに對して賛否両論があるのも事実であります。

そこで、市民に分かりやすく意識の共有化を図るために、安芸高田市独自の予算化基準を設定すべきではないでしょうか。市長のこれまでの発言と行動を見ていると、既にその柱があるようにも感じていますが、実際のお考えをお伺いしたいということです。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 熊高議員は、十分承知の上で御質問されていると思いますし、私も揚げ足を取るつもりは全くないんですが、それでもこの場で共有しとくほうが、このまちのために、もっと言うところの日本の政治のためになると思うので、あえて申し上げます。

賛否両論があるのは当然です。そのために政治は存在します。賛ばかり否ばかりだったら政治は要らないですよ、答えがみんな分かっているんだから。賛否が分かれるから私たちはここで仕事をしているんです。

ただ、それにしてもこのまちというのは、その賛否が微妙な扱いが難しい問題を見事に手つかずで過ごしてきたんだなという印象は持っています。これはすなわち政治の怠慢、それ以外の何物でもないと思います。

ちょっと逆の珍しい例が、田んぼアートだったかなと思うんですが、市民に聞いてみた限りで、およそ賛成している人がいないのに進んでいたというのは珍しい逆転現象なんです、通常はそのようなことはあり得なくて、賛否それぞれある中でお互いの意見から大事なものをくみ取り、よりよい正解に到達する。これが政治の役割です。

もう少しだけお話しすれば、昨日、また出して恐縮ですが、山本優議員から御質問がありました服装についての心構えです。私の心構えは、一から十までかなり細かく御説明したつもりです。それに対して気に入るとか気に入らないとかを返し出しては議論にならないんですね。私は市民にそういう疑問が、懸念があるというのをここで受け止めたので、

それに対して私の心構えを説明しました。そして、ここから先は班長の話をしましたが、ここでの結論を市民にまた伝えていただく必要が生じているわけです。これがまず政治の大前提です。議論とは何か。賛否両論があるのが出発点です。

その上で、話を戻して御説明しますと、予算の考え方、これは毎年度、予算編成に関して、事業の精査や見直しを含めた予算編成方針というものを作成し、公表も行っています。昨年度であれば11月に出ています。

その中で、歳出に関しては全部で九つの項目があり、そこで基本的な考え方が整理をされています。ちなみに、この予算編成に際しては、個別の話を事前に協議もしています。丹念に市役所の中で議論をしていますので、市役所として最善を尽くす体制にはなっているとの評価です。

もう一回お伝えしますが、現状は要るものと要らないものを分けるような簡単な段階じゃないんです。もうほとんどみんな要るよねというもの、その中からどうしても要るものと、そこまで要らんかなという、この微妙なラインを皆で確定しなければいけない。そこまで追い込まれている。それが現状です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 賛否両論があるというのは現実のことを言っただけの話で、賛でもあるし否でもあるしという、それぞれの考え方だと思うので、その議論は今日はしません。そのためにこれまで市長とは、政治改革ということについてずっとやってきましたので、その流れの中で、市長はそういった思いがあるのかなというのをかすかに感じ取ったので、こんな言い回しで質問しております。

もう少し具体的に聞くために②に入ります。

「財政再建のためのカナダ連邦政府予算編成基準」の例があります。

(1) 公益性があるか。(2) 住民自身でできるかどうか、税金を預かる行政がやるべき仕事か。(3) 国、県、市町村のどこがやるべき仕事か。

(4) 公務員がやる必要があるか、外部委託はできないか。(5) 実施方法はベストか。(6) 負担増を住民は受け入れるのか。の6項目でスタートして、現在は7項目までであるというふうに書いてありましたけれども、こういった考え方は本市にとっても取り入れるべき点もあると思いますが、市長の見解をお伺いしたいということです。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず出だしで話をし切ってしまうんですが、本市には適さないと考えます。それをしっかりと説明する必要があるんですが、ちょっと順番に行きます。

まず、今回カナダの話が出ましたが、カナダは実は私の専門分野です。2014年にアメリカニューヨークに駐在したんですが、そのときにカナダは私のカバレッジでした。担当でした。恐らくですが、カナダを専門で



担当した最初の日本人だと思います。カナダの政治経済、金融市場、かなり詳しく見てきたつもりです。

熊高議員から御説明があったものは、プログラム・レビューというものです。1990年代にできたもの、当時のクレティエン政権という自由党だったと思うんですが、首相が始めたものです。今のジャスティン・トルドー、自由党の首相ですけれども、あれのお父さん、ピエール・トルドーの後ぐらいにできた政権のはずです。

そこで出てきたこのプログラム・レビューなんですが、片仮名で言うと何だそれと思うんですが、全然なじみがあります。何かというと、2009年ですか、政権交代で民主党が政権を取ってやったのがそれです。事業仕分です。事業仕分を新しいかなと思われたかもしれないんですが、あれが実は既に、カナダに限らないんですが世界の財政再建を研究されて出てきた取組です。

カナダに話を戻しますと、カナダのプログラム・レビューが成功した一番大きな理由は、中央政府がやった。そしてその中央政府が肥大化していたところにあります。なので、簡単に言うと事業仕分の余地があったんです。民間でやれるものは民間にやらせるもそうなんです。地方でできるものは地方に落とせもそうなんです。でも、ここではどうでしょう。地方自治体の一番末端です、市というのは。

このような中山間地域の過疎地域においては、民間が入ってこれないんです。民間のサービスが供給されないんです。だから自治体、行政がそこをカバーしにいかないといけない。これが現実としてあります。

そして、当たり前ですが、これ以上もう下ろす先はありません。ここがバックストップなんです。そういう意味で、本市においてはこの取組というのは適さないと考えています。仮に基準を設けることはできるんですが、基準を設けてジャッジをしたところで、手間ばかりかかって効果は上がらないと捉えています。

ちなみにですが、そのカナダの財政再建が成功した理由は、私なりに思うにあと二つあります。一つは、政策に関して公聴会を開いたことです。これは各業界、団体に限らず国民、一般市民からも意見を吸い上げる仕組みを設けたんです。もう一個、二つ目ですけれども、これは一番大事かもしれません。国民との危機意識の共有です。当時、1980年から90年、カナダ経済、財政は破綻すると言われてたんです。それは一部の金融市場の関係者が言っているだけじゃなくて、広く国民がその恐怖におびえてました。ゆえに、何とかしなくちゃと動けたんです。

その観点で今の二つを本市に落とし込んでみると、一つ目は、Meet-up、そして市民モニター制度がそれです。そして二つ目、危機意識の共有、これは財政説明会、それが出発点だと位置づけています。ゆえに、できることは既に取り組んでいるという認識です。

○宍戸議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 国の制度との違いというのもあるというようにおっしゃったので、それはある程度理解はします。ただ私が申し上げるのは、市民が、市長の頭の中にあるそういった仕組みを、どのように早く理解してもらうかということが大事だろうという思いがする中で、やはりその市長の思い、基準というのを見える化してほしいということなので、当然、カナダ政府がやったようなことをきちんと同じようにやるということは、もう無理だというのは分かっています。一つの参考事例として言ったまでなので、市長として安芸高田市版のそういった市長が考えるものをもう少し分かりやすくしていければなということで、お伺いしたので、これ以上の議論はしませんけれども、今やっておると言われるので、やっておられることが本当に伝わっておるのかどうかというのをチェックをしていただきたいということを伝えておきます。

2013年に総務省が調査団をカナダに出して行って、そのときに、今おっしゃったように私もあれっと思って見たんですけども、三菱UFJ銀行の組織と一緒に調査団で行っているんですね。だから、総務省の閣僚は財政改革をしないとイケないということですが、なぜその2013年にやったことが日本の国でできないのかということは、やはり政治と行政との違い、だからさっき言いましたように、地方がおねだりをすれば国は政治家の選挙絡みでお金を出すという仕組みが変わってないからですよ。これは私の持論ですけども。だから、そういったことをやはり分かっている人は分かっているんだけど、政治がそれをさせなかったということですから、安芸高田市も政治と行政との関係、それをどんなふうにするかというのは、市長のやはりやり方だと思うんです。そういったことを含めて考えていただきたいということで、この件は終わります。

次に、(2) 財政説明会の折、人口減少について、現状と未来について発言されています。8月23日の日本経済新聞の一面では、大見出しで「人類史迫る初の減少」人口と世界と題し、半世紀先に至る前にも多くの国が減少傾向にあり、社会が変わると示唆されています。その流れは受け止めざるを得ないと思います。

そこで、人口が急減している安芸高田市も、その予想を基に基本計画をつくろうとしているのではないかと推測しています。その考えをお伺いします。

①番として、人口減少で、安芸高田市にとって、急を要する多くの課題も浮かんでおります。とりわけ、常会の維持が難しく地域の防犯灯の維持さえ放棄された地域も出てきています。また、人口密度が下がることによって起こる里山の放置。これによる獣害被害など猶予のならない課題が押し寄せてきています。この課題は緊急を要するものと思います。そのお考えについて、お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 獣害であつたり常会であつたり、いろいろとテーマ、単語が出てきま

したので、私は総体的にお答えしたいと思います。

「火事だ」と言っているんです。1階の給湯室で火災が発生しました。直ちに避難してください。いやいや、今、弁当のおいしいのを食べよるんじゃけ、もうちょっと食べさせてや。いやいや、火事なんです。今食べよるエビフライがまだ残っとるんじゃけ。そうこうしているうちに2階まで火の手が回りました。最初の警報で逃げていれば、まだ身の回りのものぐらい持って逃げられたのに、もう2階まで来てますから、全て投げ捨てて走って逃げてください。危ないです。いやいや、まだ弁当残っとるけ。もしくは何人かは、そうか、そら、いけんのう。じゃあこれ持って、これは要る、これは要らんかな。いやいや、もう選んでる時間ないですからすぐ逃げてください。そういうやり取りをしている間に、もう3階まで火の手が回りました。いいから早く逃げてください。お、確かに何かメラメラしよるな。その段になって慌てて走って飛び出しても、もう無傷でいられるかどうか、最悪、命を失う危険性があります。

そして、今、例え話でこの場でお話をしましたが、大事なのは、そのときに3階に残されているのは自分じゃないんです。私たちの子や孫やその先の世代が最後、3階に取り残されて煙に巻かれてしまうんです。そうさせないために1階給湯室の小さな出火の時点で決断して、すぐ避難行動を始めないといけないんです。私はもう給湯室から結構、火の手は回っていると思いますよ。皆さん、まだ警報、聞こえませんか。ずっと鳴ってるはずですよ。

危機はもう始まっている。その点において、いいかげんに覚悟を決めて、自分たちが、そして自分たちの子や孫やその先の世代が生き残れるように行動を起こすべきだと考えます。これが私の基本方針です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 今の分かりやすい事例だったんでしょうけれども、この質問に対しての答えに私はぴんとこないんですけれども、市長が言われる危機感というのは、現状というのは分かります。でも、それでもそこで生きていく人間が今いるわけですから、その人間は死んでもいいということですか。

例えば今の例で言えば、1階で火事が起きて、もう1階の近くにおった人が焼け死んで、3階に来るまでにその人たちは死んでもいいということですか。お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 私の例え話が下手だなと今、反省をしました。登場人物は3階の人間だけです。ここに全ての市民がいます。その前提なんですが、私がお伝えしたかったのは、常会や災害対策、もろもろあるということだと思います。人口減少がこれから本格化していく中で、いろいろ問題がありますよねというのが、熊高議員の質問といいますか問題提起だと捉えました。そこに対して私が問いかけたというか、私の答えは、それは皆さん

が今、何を残すか何が大事なのか決めなくちゃいけない。そこが出発点になるというのをお話ししたつもりです。

昔のシステムが心地いいのは分かります。どれも大事だからあったんです。ただ、そのままはもう持続できないんです。極論ですが、例えばどこかの何かは切って捨てないといけないんです。それは今、食べているお弁当がそうであるように、それがかつてどんなに価値を持っていたとしても、それはこれからの時代の流れの中においては、捨てなければいけないものもある。私はそれをもう決めないといけないというのを今、下手な例え話で説明したつもりです。

なので、熊高議員がどの話についてピンポイントで聞きたいというのがあれば、またそれで質問いただければと思います。恐らく全体像として問題提起だと思いましたが、私も総体としてお答えしました。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 私の質問の仕方が下手なんでしょうけれども、要は、地域で防犯灯がなくなってくるということは、その地域に住めなくなるということもあるんです。ただ、それが一つの常会に限らず隣の常会にも影響するということなので、そういった現状があると、生まれているということを確認していただきたい。

あるいは、森林の獣害対策のことも含めて、昨日も南澤議員がおっしゃったように、そういったことが全てつながっているということを改めて次のマスタープラン、そこらにどんなふうに反映されるのかということの頭の隅にでも置いていただきたいということで申し上げたので、これ以上の議論はしませんけれども、私の思いというのはそういうことで伝えたということで、質問を終わります。

それは答弁しないといけんということであればしてもらってもいいんですけど。

○宍戸議長 以上で、熊高議員の質問を終わります。

ここで、換気のため11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

4番 武岡議員。

○武岡議員 4番 武岡でございます。

質問に先立ち、このたびの豪雨災害により犠牲となられました方の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。また、職員をはじめ警察、消防関係者、建設事業者など復旧対策に御尽力をいただいております

方々に対し、深く感謝申し上げます。

さて、今般の豪雨により江の川の支川であります多治比川におきまして、堤防の決壊や氾濫等により甚大な被害が発生いたしました。また同時に、山林部におきましても大規模な山腹崩壊や土石流による家屋や農地等への土砂の流入など甚大な被害が発生しております。市民生活に多大な影響を及ぼしているところでございます。

そこで、治水・治山対策について、2点伺います。

なお、昨日来、多くの同僚議員からも、災害に関しては多くの質問がされておまして、市長もそれに御答弁をいただいております。私のほうで重複する部分につきましては割愛をさせていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、(1)といたしまして、江の川の支川が多治比川の復旧対策について、今後の具体的な取組について、伺います。

①の質問につきましては、多治比川の本格的復旧についての質問でしたが、昨日の市長の御答弁により理解ができましたので、割愛をさせていただきまして、②に移らせていただきます。

ぜひ、河川管理者である広島県と共に、一日も早い復旧に向けて取り組んでいただきたいと思っております。②といたしまして、江の川本川の水位が上昇いたしますと、多治比川の排水が困難となるバックウオーター現象が生じ、今回の氾濫に拍車をかけたと推察されます。氾濫した水が今回多くの建物の床上浸水を招き、甚大な被害を生じさせています。このような被害を軽減するために、常設の排水ポンプ場を設置されてはと思いますが、市長のお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 重複を避けてくださるということで、大変ありがたく思っています。その観点で申し上げますと、バックウオーターについては、昨年9月25日に石飛議員が質問されていらっしゃいますし、排水ポンプの設置については、今年6月16日に山本数博議員が同じ質問をされています。その時点から考えは変わっていませんので、答弁はそのとおりです。

○宍戸議長 石丸市長に申し上げます。

災害の状況は変わっておりますので、答弁をお願いします。

○石丸市長 追加の災害は生じていますが、基本的な方針は不変です。これはあり得ます。なぜならば取れる方策に限られるからです。その取れる方策というのは、今回の災害が起きる前、起きる前というのは、違う言い方をすれば平成30年の災害を受けた後です。それらの時点によって市の基本方針は不変です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 先ほど市長のほうから、既に昨年の9月、あるいはこの6月の定例会のほうで答弁をしたということでございます。私のほうもその件について

は承知をしています。

6月の定例会におきましては、内水対策について同僚議員から質問がございまして、三次市の業者に委託し、仮設ポンプによる対応の紹介もございました。三次市では常設のポンプ施設が12か所、そのうち国が設置したものが5か所、市が設置したものが7か所、そして6月定例会での市長答弁に言及がありましたが排水ポンプ車が1台、導入をされているところでございます。

今回、特に太郎丸・川向地区において床上・床下浸水の被害が出ております。内水対策は昨日の市長答弁にもありましたが、市が対策を講じることが原則だろうというように思っております。今後、多治比川の本格復旧工事が行われると思いますが、改良復旧を含め、全面復旧するには相当の期間を要すると思えます。その間に今回のような豪雨に見舞われることも危惧されます。財政が非常に厳しい中でありますが、市民の財産、生命が最優先されるべきだろうと思えますが、これらの整理について、市長の考えを改めて伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 御質問が少し要領を得なかったんですけども、内水氾濫、内水被害の話がありましたが、太郎丸という言葉から察するに、あそこの一番の原因は堤防の決壊です。県が管理する多治比川、その改良復旧も含めて、要望しています。

○宍戸議長 市長に申し上げます。排水ポンプの設置についての質問です。その点についての答弁をしてください。

○石丸市長 それだったら反問権を使いますが、ちょっと論点が不明確なので私は答えたんですよ。だったら一問一答で返したらいいんじゃないですか。再質問をすればいいじゃないですか。

○宍戸議長 反問権を認めます。反問意見はありますか。

○石丸市長 一緒です。不明瞭なので分かる範囲で答えたんです。

○宍戸議長 市長から反問権の……

○石丸市長 いや、使わないです。私が答えたら一旦あそこで終わりです。さらに再質問があれば、またされたらいいじゃないですか、時間もあるんですし。なぜ議長が私の発言をコントロールされようとするんですか。

○宍戸議長 反問権じゃないんですか。

○石丸市長 違います。

○宍戸議長 分かりました。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 先ほども申し上げましたとおり、本格復旧に向けてこれから動いていくんだろうと思うんです。しかしながら、申しましたように相当の期間を要するんだろうと思うんです。ですから、その間にもし今回のような未曾有の豪雨が来たときに、やはりこういった排水ポンプ・施設等があ

ればそれに対応できるんじゃないだろうか、そういう観点で、これらの整備について市長のお考えが聞きたいということでの質問でございます。

ただ、先ほど御指摘がありました太郎丸地区については、堤防の決壊等がありますが、今回はあっちの飛諏訪川ですか、こちらのほうからもかなりの出水があつて、それも原因があつたろうというふうに思いますので、それを含めて私が先ほど太郎丸地区の名前を出したということでもあります。

○宍戸議長 答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 まず、災害の復旧についてですけれども、現在把握していますところは、広島県より、先ほどありました太郎丸地区、これにつきましては、災害の応急本復旧で対策するというふうに話を聞いています。

これにつきましては、本来であれば災害査定を受けるということになって、その後に工事発注となりますが、できるだけ早期の工事復旧をするということで、この査定を待たずに災害応急本復旧を行うということで話を聞いております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 それでは次に行きますが、再質問ということなんですが、常設の配水ポンプ施設を設置するためには相当な費用が必要だろうと思いますが、大まかな事業費、それに対する国の補助金、また交付金等があるのかどうか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 まず、常設のポンプ場でございますが、これにつきましては、国の採択基準というのがあります。これは、常時、内水が発生するときに50戸以上の床上浸水、これがあることが採択の前提条件になります。そういう観点から見ますと、安芸高田市において、常時50戸以上の内水排除、床上浸水があるところということでは、現在該当するところはないと考えます。

その次は排水ポンプ車なんですが、これにつきましても先ほどお話がありましたように、財政の財源を求めてくるとなりますと、いろいろと考えることがあるんですが、社会資本整備事業、あるいは起債の関係、そういったところも県担当課と話をしてみないと、正確なところはまだ分からない状況であります。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 太郎丸地区については、査定を待たずに応急本復旧工事、また今後、本格的な工事に移っていくということですが、排水ポンプ車、

あるいは常設のポンプ施設、これは相当の金額が要するというございます。先ほどございましたように国の補助金等、交付金等もあるようございますが、そこらのところを活用して、できればこれらを整備をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 当然そのように考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 そういった交付金事業を活用しながら、常設の排水ポンプ施設、またはこれに代わる排水ポンプ車、これらを整備するという認識をしてよろしいのでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 もちろんよろしくありません。そのように私は言ってないじゃないですか。国・県の制度、補助金等を活用する、できるものがあればする、それを検討すると言っているんです。今、部長の答弁にもあったとおり、まだ十分な判断材料が整ってないので、それが何で今、整ってないんだというお叱りはあろうかと思えます。それは単にこれまでの行政の怠慢、それに尽きますので、誠に申し訳なく思いますが、遅まきながらこれから挽回していきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 前向きに御検討いただくということでの御回答でございましたので、次に移らせていただきます。

先ほど部長さんのほうから、いわゆる床上浸水被害が防止される区域内の家屋50戸以上という条件があるということですが、これには該当しないということございます。そうなりますと、一定の補助金・交付金のほうがどのようになるのか、これは50戸以上というのは国のほうの整備する際の整備基準だと思えますが、これには該当しないということですね、ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りますが、農地や農業用施設の今後の復旧見直しについての質問でしたが、これにつきましても、これまで市長の答弁で一定の理解はできております。

基本的に来春に向けて作付を行うためには、まず用水路や頭首工等の応急復旧が必要となります。今後、知事を通じて農政局等への報告、復旧計画の樹立、査定設計者の提出、それから査定を受け補助金の交付決定、その後、工事着手の流れになると思います。

昨日の市長答弁では、まだ今後のスケジュールは示すことはできないということでありました。そうであれば復旧を急げば次の来年の春の作付に間に合う農地、あるいは農業施設などを早急に復旧する必要がある



場合に、先ほどもありましたように災害査定を待たずに復旧工事に着手できる応急工事としての査定前着工制度がございますが、こうした制度により対応されるお考えはないかお聞きいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 ちょっと私も困惑してきたんですが、先ほど部長がそのように答弁をしたように記憶をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 先ほどは公共の施設だろうと思います。それで私が申し上げたのは、今は農地・農業用施設の関係を上申しましたので、それについて御答弁ください。

○宍戸議長 答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長 農地・農業用施設に土砂が堆積をたくさんしております。特に、農業用水路においては、来春に間に合って耕作できるように、土砂撤去の仕組み等を御活用いただいて、我々が補助金をお出しして支援をしたいと考えます。

施設が大規模に被災しておる場合、公共事業でありましたら、応急の本復旧事業等が可能でございます。農地・農業用施設につきましても応急の復旧は可能でございますが、農業系の測量設計をしていただけるコンサルタントが非常に少のうございます。現場合わせで現場の施工で判断で復旧というわけにはまいりませんので、まずはそういう測量設計ができるコンサルタントが検索できるかどうか、ここについて今、検討しているところでございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 小規模の土砂の流入であったり用水路への土砂の流入等については、地域の方も含めて個人のほうも排出作業も現在もされておりますが、いわゆる大規模な被災については、個人あるいは地域で対応するのが困難というような被災箇所も多々ございます。

今おっしゃったように、測量設計の会社のほうがなかなか難しいというようなこともございますが、なるべく農家の方が来春に向けて作付をしたいという強い思いを持っておられますので、こういった農家の方の気持ちに寄り添っていただく形で、今言ったような応急復旧工事としての制度を活用していただきたいと、このように思います。

それでは、次の質問に移ります。

④の激甚災害の指定に係る見通しについてですが、この質問も昨日の答弁で市長のほうからの農水省関係の災害については、激甚災害指定の見通しであるとの言葉がございました。非常に安堵しているところでございます。

とりわけ高齢化する農家においては、今回の災害で離農を真剣に考えておられる農家も少なくありません。そうした中で激甚災害の指定は、農家の受益者負担が軽減されることから、農家にとっては非常に喜ばしいことと思います。

今回、農地・農業用施設の被災箇所は約1,100か所とお聞きしましたが、今後の農地等の復旧については、農家の意向確認が必要となると思いますが、概算事業費や農家負担額、復旧スケジュール等、被災農家の多い集落においては、集落単位での説明会開催が有効と思いますが、お考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長 農地・農業用施設の被災箇所を今回、集約いたしました。先ほどおっしゃったとおり1,166ございます。現在、この1,166を戸別訪問しまして、地域の皆様から復旧についての御意向を確認しておるところでございます。個別に聞き取りいたしまして、復旧の希望があるかないか確認しておりますので、地域へ赴いて集団的な説明会等、聞き取り等は今のところは検討しておりません。

また、地元の地域の皆様の負担金でございますけれども、激甚災害に認定されることはほぼ間違いないと考えます。激甚災害に認定された場合に補助金の増高申請というものが発生いたします。その結果といたしまして、過去5年間、補助金が農地の場合96.4%、農業用施設の場合98.6%まで国の補助金の増高が認められていますので、今回に限りましても地元の地域の皆様の負担というのは3%から2%程度の御負担をお願いすることになると考えております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 昨日も被災箇所を集約していただいた数値1,166ということでお聞きいたしました。戸別訪問を現在進めておられるということなのですが、私のほうもいろんな地域のほうからの被災箇所を見に来てくれということで、伺いまして、それぞれ担当部署のほうへもつなげたわけでございますが、しかし今回かなりの被災箇所がございます。

そういった中で、個別に市の担当部署のほうに連絡すると、非常に受けるほうも煩雑になりますし、そういった意味では、集落の代表者の方に被災状況等を取りまとめていただいて、位置図、あるいは写真等もつけていただいて、それをまとめて担当部署のほうにお持ちさせていただいております。そのことが職員さんの負担軽減にもつながるという、そういう思いで私らのほうもお手伝いをさせていただいているわけでございます。

いずれにしても、地域の方々は、とにかく現地を見てくださいという思いが強うございます。したがって、なるべく早く地域に出向いていただいて被災箇所のほうをぜひ調査をしていただきたいと思います。

なお、先ほど増高申請等を行って、相当の負担率が下がってまいりますので、このことにつきましてもぜひ周知をしてあげていただきたい、このように思います。

次に移ります。

⑤これらの復旧対策を実施するためには、広島県はもとより国に対して積極的な働きかけが必要ではないかという質問でしたが、これにつきましても既に広島県に対して、9月8日に要望書が出され、市長も知事のほうに御説明をいただいたということでございました。引き続き広島県、国とも連携していただき、一日も早い本格復旧に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

(2)の治山対策について。今回は山林の谷間からの土石流や裏山の山腹崩壊による被害が多発しておりますが、今後の治山対策・山腹復旧対策について伺います。

①といたしまして、抜本的な災害防止策といたしまして、土石流が発生した箇所については、治山堰堤等の設置が必要と考えますが、そのことについて、市長のお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 先ほども少し話には出ましたが、山堰堤の設置等については、広島県の西部農林水産事務所に要望していく考えです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 西部農林事務所も現地のほうを見て歩いていただいているように感じております。先般もちょうど現地を私も見に行ったときに、西部農林事務所の職員の方もおいでになりまして、現地のほうもたまたま偶然だったんですが、案内をして見ていただいたということがございます。

いずれにしても、治山事業につきましては、市が被災箇所を調査をして、広島県に事業要望を上げていくことになると思っておりますが、現時点でどのぐらいの調査が進んでいるのか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長 先日、産業厚生常任委員会に提出する資料をお渡ししましたところです。その中で先ほどの1,166という農地・農業用施設の数字であったと御報告いたしました。その下に、実は林業施設についても数字の報告をしております。山腹崩壊50か所、これは宅地に隣接する山が崩れた、小規模の崩壊があったというものもあります。また、沢が崩れた大きな土石流が発生したというものを含めて50か所。この50か所について、今、我々が現地調査しております。併せて農林事務所の林務2課の職員さんにも今、一緒に現地を歩いていただいております。

全てがまだ踏査し切ったという報告は来ておりませんが、現在調査

中と御報告いたします。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 林道、山腹崩壊等を合わせて、小規模崩壊も含めて50か所ということで今お聞かせいただきました。県のほうはそういった実態のほうも調査をいただく中で、市の優先順位等も参考にしながら、今後、事業採択をしていただけるんだらうと思います。早急に広島県と連携して、そこらの事務を進めていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

次に移ります。

②治山堰堤等の整備につきましては、林野庁の予算による県営事業での対応で、山の麓から下流に向けて流出した土砂等の撤去や市道認定されていない生活道路等に係る復旧については、市が対処すべきとは思いますが、お考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 土砂については、それがどこにあるかによって対応すべき主体は変わります。その場所が公が設置に関与している道であれば市が対処するものとの認識です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 被災場所の状況にもよろうと思いますし、ただ、今、市長のほうで公が関与するものであれば市が対処するというふうにおっしゃっていただきました。しかし、言い換えれば、関与していなければ市が対処しないというふうに受け止めました。今後において今回のような豪雨があれば、下流の民家に甚大な被害、場合によっては人命に関わるような事態も起こることが危惧されます。私は、当面の応急対策を含め、市がこれらのことについては対応すべきと考えますが、改めてお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 御質問のポイントがいまひとつ、つかみにくかったので、分かる範囲でお答えしますと、何でもかんでも市がやるべきだという考えにはくみしません。それぞれ適切に担うべき主体があるとの認識です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 決して何でもかんでも市にやっていただきたいという思いではございません。今回私が今、指摘しておるところについては、部長さんのほうも御承知いただいていると思うんですが、やはりそこが市道認定がないと。しかしながら、実際には山の麓までは道がついているんです。それは市道ではないです、実際には生活道であります。

山の麓にかなりの土石が出ております。山の麓までは、いわゆる治山事業等で対応できるんだらうと思うんですが、そこから下流において、

そういった土石が流れ出したり、確かにその生活道路のほうも陥没して車も通れないような状況になっておるんです。したがって、それを放置しておくということではなしに、場合によってそこらも臨機応変な対応をぜひやっていただきたいと、そういう思いで申し上げました。改めてそこらのお考えを伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長

公が関与していない、一見すると立派な構造の道路であって、まるで公が関与して造られたように見受けられることができる道路というのは、おっしゃるとおり、たくさんございます。

ただ今回、当該道路について公が関与している可能性について、調査して、建設部長と協議させていただきたいと考えます。

○宍戸議長

続いて、石丸市長。

○石丸市長

基本のところなので改めてお話をすると、行政になじみのない方は、つつい柔軟に機動的に対応してくれと思われる、口に出されてしまうんですが、残念ながら行政というのはそのようにできていません。それこそいろんな法律、それこそ条例があつて縛られています。それにのっとして運営するのが行政組織です。

○宍戸議長

答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員

それでは次に移ります。

山腹崩壊によって、住家等の倒壊や宅地内への土砂・倒木の流入などによる被害が多く発生しております。これらの被災者に対しては支援策を拡充する必要があると思っておりますが、お考えをお聞かせください。

先般、新たな支援策が設けられていることは承知をしております。しかし、小規模な被災の場合は別として、大規模な宅地等への土石、倒木等の流入については、とても個人で対応できる状況にはないと思っております。業者をお願いするとなりますと相当な金額が必要となってまいります。

8月20日の中国新聞のほうには、広島市においては、民有地に流入した土砂等について、被災者支援の観点から、無料で撤去する方針を示しておられます。

本市においてはこうした対応については、検討もされたんだろうと思いますが、財政が厳しいという中で、先ほど申し上げましたような支援策を新たに設けられたということでございますが、広島市のような対応ができないものかどうか、今後においてもそういった災害が起きたときにどのようにやっていくのか、とても個人で対応できるようなレベルではないものも多々ございます。そこらのすみ分けも考えながら検討をしていただきたいと思うんですが、お考えを伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

どこまで武岡議員が認識されていらっしゃるのか、私はちょっと分か

らなくなってきたので、こちらが用意した答弁を申し上げますが、8月27日から、宅地の土砂について、撤去を補助する支援策を開始しています。9月9日時点では届出相談が20件ありまして、現在、各戸を訪問し、現地の確認と制度の説明を行っています。

○宍戸議長

引き続き、答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長

宅地に隣接する山林が崩壊した場合に、土砂撤去50万円を上限に、本市制度をつくっております。それが先ほど市長が答弁した内容でございますが、広島市がやられたような大規模土砂の撤去について、全て市が負担をして支援をするという仕組みについては、現在その制度を持ち合わせてございません。

○宍戸議長

答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員

8月27日から追加の支援策等も設けていただいて、ありがたいことだろうとは思っておりますが、実態に即して、やはり小規模のような場合は、当然、宅地の持ち主の方がやる。しかし大規模になってくると、とても対応できない。50万円を上限にというようなことにはとてもできないんです。ですから、そういったときには、どこですみ分けをするかというのはあろうと思うんですが、今後こういったことについても、御検討いただきたいと思っております。

それと、山腹崩壊については、県の小規模崩壊地復旧事業というのがございますが、県費が2分の1、市が4分の1、受益者が4分の1というんですが、これもやはり予算の関係上、なかなか採択が難しいような現状がございます。

されとて今回、先ほどありましたように、20か所について調査を進めておられるということでございますので、そこらの小規模崩壊地復旧事業についても、所有者の意向等も聞いていただいて、県のほうにも予算要望等も含めてお願いしたいと思っております。お考えを伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長

先ほど御説明いたしました山腹崩壊の中にまとめておりますが、そのうち20件程度、自宅に隣接した山林が崩壊したという事例が20件ございます。この20件につきましても、農地・農業用施設同様に、我々職員が戸別訪問をいたしまして、土砂撤去だけではなく小規模崩壊地復旧対策事業の採択になる可能性についても発掘した上で、皆様を御訪問の上、制度とか仕組みについて御説明しておるところでございます。

○宍戸議長

答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員

自宅に隣接して崩壊しておるところが20か所ということでございました。被災者に寄り添う形の中で戸別訪問もしていただいているようでございますので、引き続き、大変な作業ではございますが、こういった事

業についても本人さんの御意向を聞きながら進めていただきたいと思います、このように申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○宍戸議長 以上で、武岡議員の質問を終わります。  
この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

2番 田邊議員。

○田邊議員 2番 田邊です。

まず初めに、先月の豪雨災害で亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、被災された方々が日常生活に戻れるよう、心よりお祈り申し上げます。また、災害対応に御尽力されております職員の皆様、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

それでは、質問に入ります。

8月11日からの大雨による災害で、消防団員は8月13日から16日の4日間の活動期間で延べ1,112人が出動されました。8月14日に決壊しそうなため池にポンプ車2台を設置して排水作業を行いました。ため池への水の流入を防ぐために土のうを積む必要がありましたが、ポンプ車は作業中のため動かすことができず、土のうを運ぶことができませんでした。格納庫には土のうがあり、現場には人員が十分にいる、そういった中で、土のうを運ぶ車両がない、そういう状態が起きました。

災害現場等で消防団の車両が作業を行うと、移動させることが難しく、人や物を輸送できないということが起こります。緊急時に、消防団員の軽トラックなどの車両を効果的に活用することで、被害の軽減につながると思います。

やむを得ず消防団員の自家用車を使用し、事故などが起こった場合に損害を補償する消防団員マイカー共済制度が令和2年度から始まっており、この制度を活用するべきと考えております。消防団員マイカー共済の加入条件は、対象車両や加入期間によって違いがありますが、仮に軽トラックで、車両共済責任額が100万円、対人・対物が無制限という条件ですと、1台当たりの掛金は共済期間1年で約2万円です。本市の消防団は37分団あり、1分団1台を加入させると仮定して、単市で支出した場合、約74万円の予算が必要と見込まれます。

消防団員が安心して活動できるよう、消防団員マイカー共済の加入に取り組むべきと思いますが、市長の考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長　今回のといいますか、今回も消防団の皆様には大変な御尽力をいただきました。この場をお借りして、改めて心よりお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

御質問をいただいた、御提案をいただいたと言ったほうがいいのかもしいれないんですが、マイカー共済については調べてみましたが、車両の登録が必要で、そうすると登録された車両のみが対象となってきます。先ほどの計算は37分団1台ずつということだったんですが、その1台が固定されてしまうことによる不具合というの、新たに出るように思います。その意味では、どの車両を登録すべきか等の課題について検討が必要なんだろうという認識です。

ですので、このマイカー共済も検討しながら、一方で、例えばなんですけれども、何か使える車両を借り上げる等も併せて検討できればと考えています。

○宍戸議長　答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員　先ほどの私の質問では、1分団当たり1台という試算で計算しております。本来なら全消防団員の車両をこの共済に掛けるというのが理想だと思います。

そもそもの消防団のマイカー共済制度の趣旨なんですけれども、令和2年度からスタートしたと先ほどお話いたしました。消防庁からの通知には、「消防団の活動に際しては、自家用自動車等を使用する消防団員が多い中、令和元年東日本台風による災害出動などに伴う自家用自動車等の被害が生じています。このような急を要する消防団の活動のために、非常勤の特別職地方公務員としての身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車等を使用した場合において、原則、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して当該活動に従事してもらうことは有意義であり、ひいては消防団員の確保にも資すると考えられます。」とあります。

また、「出水期に向けて標記共済（これは消防団員マイカー共済です。）を積極的に活用するよう周知し、適切に助言されるようお願いします。」と書かれております。

つまり、もちろん災害時の共済ということもあるんですけれども、消防団員が出動された場合に、この分団の駐車場に駐車したものが被災をする。例えば水害によって水につかるであるとか、土砂災害を受けてしまうと、そういったリスクもあります。単に現場で活用するというだけではなくて、別のところで活動しているにもかかわらず、そういったリスクもあるので、本来であれば全車両を掛けるべきとは考えるんですけれども、やはりそこは予算の問題があると思いますし、新しい制度ですので、まずできる範囲から、先ほど言ったのは各分団1台ずつという試算をしました。それは市長がおっしゃられるように、それが最適かどうかというのは検討課題だとは思いますが、そういったことも含



めて、しっかりと検討していただきたいと思うんですけども、そういった部分も含めて検討されるお考えがあるかお伺いいたします。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

最初の御質問のところで、災害対応時というくだりで認識をしましたので、そのときに使い得る車両という形で答弁をしました。その先の今の御質問なんですけれども、活動されている消防団員の皆さんに対しての補償というんでしょうか、支援が必要ではないかという観点なんですけど、それについては検討の余地があるというふうに思っています。ただ、その際に保険でカバーするのが最適なのかどうかというのは、これもまた議論の余地があるかという認識です。

○宍戸議長

答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員

議論の余地があると、検討の余地があるとお答えですけども、それは前向きな検討と捉えてもよろしいでしょうか。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

はい。私は今まで後ろ向きな検討というのはしたことがないので、前向きというふうに御理解ください。

○宍戸議長

答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員

非常にありがたいお答え、感謝いたしております。

この消防団員マイカー共済制度に関しましては、国の特別交付という制度があり、50%を国が補助してくれます。ただ、これは単年度事業のため、令和2年度と令和3年度はあったんですけども、令和4年度もそれがつくかどうかは未定な状態です。今後そういったことが出てくるとは思うんですけども、そういったものも活用しながら、ぜひ検討していただきたいんですが、ぜひとも来年度には、少しでも加入ができるように進めていっていただきたいと思います。

どのくらいの時期からスタートできるようなイメージで検討されていますか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

急ぎたいところではあるんですけども、景気よく来年度と申し上げることは困難です。というのも、今、既に出てきている課題だけ取ってみても、災害対応で使う車両をまず何とかするのか、いやいや、根本、団員そのものをもっとサポートするべきなのか、二つ論点があると思うんです。どっちなんだろうというのは、正直、私も迷うところです。まずその辺りの仕分から行っていく必要がありますし、もう9月半ばですけども、来年度予算の編成、協議はスタートしている状況です。ですので、来年度の中に組み込めるかと問われると、何ともお答えし切れないというの

が正直な現状です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 私の聞き方にもちょっと問題があるかと思うんですけども、やはり先ほどおっしゃったような車両をどう守るか、保険の対象と考えるか。団員活動の車両をどう守るかという二つの部分があると思うんですけども、本質的にはやはり団員の車両を守る。活動という部分でいえば、そこは付随するものという認識です。

そもそも、やはり消防団員は、今でもそうだと思うんですけども、出動する中で、各消防団員はいろんな仕事を持たれている方がおられて、いざ有事のときに、そこから招集がかかって、そこから消防団の詰所に向かうということなんですけれども、やはりそこにはタイム差が生じます。なので、消防団員が自分が着いたときには、もうほかの団員がポンプ車に乗って行って出動されているという事態は多々あると思われま

す。そうになってしまうと、またほかの団員に電話をかけて、今着いたけん迎えにきてやというわけにはいかず、やはりそのままマイカーを使って災害現場に行くという、そういった事実もあります。

そうなったときに、やはりそういった車両が災害に遭うリスクというのは高くなりますし、またそこで災害が起きたときに、もちろんその方が車両保険に入っていれば、保険金そのものは出るんですが、その後また来年度に保険を掛け直すとなった場合に、やっぱり保険の掛金が高くなってしまいうという、そういったことはやはり防がなければならぬと思います。

そういった意味で、まず優先すべきは、団員の車両のリスク軽減というものを目指して行う必要があると思うんですけども、ただ、やはりそうなってくると、どういう期間、全車両という感じで考えると、やはり予算的にもかなりかかってしまう。

この消防団員マイカー制度は1年間ではなく、1か月単位で保険共済に掛けることができます。例えば、一番出動が多い時期であるとか、リスクの高い時期、これは令和2年度の消防団の出動回数なんですけれども、全方面隊が出動されたのは、令和2年7月に水害として出動されております。本年度も、やはり8月に災害が起きたので出動されたということが起きております。やはりこの時期、梅雨時期から6月、7月、8月、ここが一番リスクが高い時期だと思いますので、例えばこの3か月間だけでも全車両を掛けるであるとか、そういったできるところをちょっと絞って共済に掛けていくという方法もあるかと思うんですけども、それについてどのようにお考えか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 予算編成というのは、とにかくにも数字、数字です。その意味で、一番最初に出てきた数字74万円であれば、来年度に何とかなるかといえ

ば、恐らく何とかあります。ただ、それで足りるのか足りないのかですよ。その議論が後にずっと続いているんだと思います。

そういう意味では、すみません、私の勉強不足で存じ上げないんですが、消防団員の方が何人いて何台の車が実際稼働し得るのか、皆さん、マイカーで移動されているのか、それが年間になれば、恐らく単純計算で何千万円単位だと思うんですが、それを出水期に区切って何百万円に収まるぐらいの辺りまで試算を見積もっていただければ、こちらとしてもスムーズに検討ができるかと思えます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 本当はそこまで試算すべきだったんですけども、私の準備不足でそこまでの試算はできておりません。

ただ、まず試験的にスタートしてみる。いきなり全てではなくて試験的に、まず消防団員のほうに問いかけて、こういった制度が活用できるんだけれども、入りたい人はいるだろうか、そういったものを集めて、全員が全員、入るというわけではなく、まずスタートとして1分団1台なのか、先ほどの試算ですと74万円でしたけれども、国の補助が出るということであれば、その半分の37万円で済むわけですし、そうなるのと74万円の予算を取っていたなら1分団当たり2台が加入できるという試算の中で、取りあえず今年度は2台できるんだけれども、やっぱり地域地域によって持たれている車両であるとか、じゃあ活動にもし使う、現場に行くであるとか、多分地域によって違うと思われるので、持たれている車がもちろん違うという面も含めて、その試算をする、検証するためにテスト的にまず加入をしてみるという方法もあるかと思うんですけども、そういったお考えはないかお伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 私の方針としては、加入を試行してみる前に試算をしたいなと思えます。そのほうがミスが減ると思われるからです。

ちょっと話を広げてお答えをしていきますと、昨日来お話をしていますが、今いろんな関係、各部署、各位にフィードバックの集約をお願いしているところです。その中で、恐らくその消防団、今回の実際に対応している中での課題というのも上がってこようかと思えます。それを踏まえ、今、御提案、御指摘をいただいた話を含め、議論をして10月中を目指してその結果、結論を公表していきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 消防団の方にフィードバックを頂いてというお話だったと思うんですけども、もちろんそれはすごく大事なことでございますので、ぜひやっていただきたいと。

ただ現状、マイカー共済、この制度を知らないという方もきっとおら

れると思いますし、また、要は有事の際に、自家用車、いわゆる消防団になられている方って、やはりボランティア精神といいますか自己犠牲の精神を持たれている方が多いので、そういったことが、そういったリスクが当たり前だと、ついついやってしまうというか、「いいよいいよ、そのぐらい何かあっても、わしの気持ち一つよ」みたいな感じはやはりあるので、そういった方にしっかりとこういった制度があって、皆さんを守っていききたいんだと。

それはできることには限界がありますし、あくまで保険という制度ではあるんですけども、そういった、市としてはこれをしていきたいんだけども皆さんはどうだろうかという問いかけのほうで、ただ単にどうでしたか、現状はどうでしたかという、いや、いつもどおりですという答えになる可能性もあります。

ぜひともこういった新しい制度を活用して、皆様が安全に安心して従事していただけるような制度があるというのをお伝えいただきたいんですけども、ただ、先ほどの答弁で、この消防団員マイカー共済について前向きに検討いただけるというお返事をいただきましたので、スケジュール的には難しいと思うんですけども、来年度に向けてぜひとも検証していただきたい。そして、それがかなわなくても、また次の年であるとか、そういった形で前向きにぜひ検討していただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○宍戸議長

以上で、田邊議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

7番 山根議員。

○山根議員

7番 山根温子でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

このたびの令和3年8月の大雨災害において、亡くなられた方の御冥福をお祈りしますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、この災害対応、復旧に向け今も御尽力いただいている関係者の方々に心より感謝を申し上げます。

このたびの災害では、ピーク時には全市で800人を超える方々が避難される状況がありました。たくさんの方々の受入れは本当に大変なことであり、職員をはじめ多くの方々の御努力、御協力があったこと、様々な出来事に臨機応変に対応されたこと、また、今回は新型コロナウイルスの感染が県内でも拡大する中での避難者の受入れには、大変注意を払われたことと思います。この二重の災害への対応をしてくださいました。心より感謝を申し上げます。

では、一般質問に入ります。

今回は災害において命を守るための行動として、早めの避難を行うための避難所についてと、復旧に向けてお伺いいたします。

まず、1点目、災害対応について。

避難所の開設について、今回は多治比川の決壊により、吉田町内の避難所に多くの避難者が集中することとなりました。避難所開設については、どのように決められたのかお伺いするところではございますが、昨日の一般質問において、同僚議員からの質問に、市長は「避難所は、災害の種類によって市が選択し決定している。大前提は市が保有している施設。」とお答えになられております。

このことを受け止めて、別の視点からお伺いいたしたく、今回、愛郷小学校に車両避難者が多く、人数把握も困難とのことでした。そうであれば市が保有している施設である道の駅「三矢の里あきたかた」がトイレもたくさんあり、駐車場としてもよかったのではないかと思います。

実際、8月13日の午前10時の災害対策本部の経過についての連絡では、愛郷小学校体育館にも避難所開設準備、さらに道の駅駐車場と田んぼアート公園予定地も避難所として開放予定ですとの連絡であったと思いますが、選択されなかった理由は何かお伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
行森総務部長。

○行森総務部長 8月13日のピーク時、いわゆるアージュのほうの避難者が多数になりました。対応する職員も、これはなかなか手が回らないというところも含めて、愛郷小学校、あるいは道の駅の駐車場、田んぼアートの跡地を選択肢として愛郷小学校をまず一番に御紹介をしました。

そこの体育館の中になりますけれども、やはり避難者の方は車両で避難される方が多かったようです。併せて、道の駅の駐車場にも当然行かれておったというふうに聞いています。

田んぼアートの跡地については、ちょっとそこまでは多分把握はしてないんですけども、そこまでは多分行かれてなかったと思いますが、そういった状況の中で、愛郷小学校を最初に選択させていただいた。あとは避難者の方が独自に道の駅の駐車場に行かれたり、そういったことがあったというのは事実であろうというふうに思います。

以上です。

○宍戸議長 続いて答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 整理をしておきますと、避難所というのは、一義的に建物を指しています。ですので、結果として道の駅や空き地であった田んぼアートの予定地、そこに車で行っていただくというのは、結果として生じ得たものではあるんですが、まずは、小学校の今回でいえば体育館、そこが避難所となります。というかなりました。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
山根議員。

○山根議員 避難所というものは建物というような基準というか、お考えがあるということに理解をいたしました。

ただ、道の駅駐車場も数名の方は受入れが可能だと書いてあったと思

いますが、それであっても避難所として指定されなかったのは、何か理由がございますでしょうか。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

ちょっと要領を得ないところがあったんですが、避難所というのは建物です、屋根があつて。そこに基本的には職員を配置して受け付けて、必要であれば食糧とか毛布を渡すことになります。それが避難所の定義のはずです。

そうした時に、道の駅や田んぼアートというのは、車をとめるスペースはあるので、避難することは可能な場所ですが、そこを市役所として車の中で過ごす、この駐車場がちょっと心配なので、ほかにどっかないかと言われれば、道の駅の駐車場や田んぼアートを市としては案内ができるんですが、避難所として案内できるのは、今の中でいえば小学校になりますし、吉田町の外でいえば、ほかのそれぞれの避難所になります。

○宍戸議長

答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員

防災計画なんかを見られたら分かると思うんですけども、道の駅も人数的には二桁ぐらいの収容が可能ということになっておりましたよね。確認をさせてください。

○宍戸議長

答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長

道の駅も避難収容人数は40名というところで避難所に指定しております。

以上です。

○宍戸議長

答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員

そういうような状況で、市長は40名の収容はできても避難所としては建物としての認識はされなかったということではよろしいですか。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

建物として使うことは考えていません。考えていませんと言うとちょっと語弊がありますね、建物として使うことは選びませんでした。なぜならば、あそこの施設は商業施設なんですね。今回、災害がどれぐらい続くかも分からない中で、一旦、避難所として開放してしまえば、その先の運営が困難になっていきます。ですので、ひとまず市として運営がしやすい、そしてキャパも大きな小学校を避難所として指定した。これが意思決定の経緯です。

○宍戸議長

答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員

その先の考え方として、私も共通するものがあるのではないかと思います。

ます。道の駅は、初めは防災拠点として造られてきております。防災拠点であるならば避難所として受け入れることによって、いざもっと大きい災害が起きたときの自衛隊、それなりの多くの方々の支援を受ける場となることも必要ではないかという考えでございましたので、そういう意味で、市長は避難所として開設まではしなかったというお考えもあったということでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 ちょっとどの辺りが「よろしいでしょうか。」の問いかけなのか判然としませんが、私が分かる範囲でお答えしますと、まず、今の道の駅の形、私からすると不十分です。何であんな施設を造ったんだと、本当に皆さんにお伺いしたいです。市政に関わっていらっしゃる方、どういう了見であの道の駅を防災施設という位置づけで御承認されていたのか。今、改めてこの場で指摘されるまでもなく、不十分ですよ。本当にあそこを防災拠点として使うには、たった40名、いや、それは場所を最大限、物をよけて人を詰め込めば40人ぐらい入りますが、今、皆さん、ぱっと想像したときに、どこに40人詰めるんだろうと思いませんか。難しいですよ。体育館みたいにならんとしている空間じゃないんです。それを防災拠点として位置づけざるを得ないのが、今のこの市の苦しい現状です。

ただ、使い道としては一つ補足をすれば、例えばあそこは受援の拠点としては位置づけられていたかと思えます。本当にひどい災害になったときに、それこそ自衛隊の支援なんかをもらうときに、あそこが基地として稼働する、そういう想定はあるので、さすがにそういった場合には、あその場所を活用できるかと思うんですが、こういった災害においては、非常に使い勝手の悪い施設だという評価をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 では、2点目に参ります。避難所の運営についてでございます。

避難所の情報伝達システム「バカン」、これにおいて、避難所の受入人数をどのように設定しておられているのか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 「バカン」に示す基準なんですけれども、3段階あります。受入可能人数の3分の1で「やや混雑」、3分の2で「混雑」、満員で「満」となる、これが目安になっています。

午前中の答弁で少し申し上げたんですが、臨機応変がしにくい組織であるんですが、さすがにこれぐらいは柔軟に運用する裁量を現場に持たせています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

- 山根議員　これは3段階のバカンの混雑状況の表示「やや混雑」「混雑」「満」のどれかの判断をするということです。  
バカンの利用率と利用者の声については、もう数値的なものが集まっているならばお教えいただきたく、お伺いをいたすところです。
- 宍戸議長　答弁を求めます。  
行森総務部長。
- 行森総務部長　避難者の方からの具体的なお言葉というのは、ちょっとまだ私は把握してございません。  
以上です。
- 宍戸議長　続いて答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長　個別については今、部長から説明があったとおりなんですが、全体として、このバカンというシステムはデファクトスタンダードになりました。昨年9月に本市が導入して、その後、広島県が導入し、以降、23市町全てがバカンを導入するに至っています。  
ですので、もちろんシステムの何ていうんでしょうか、使い方の慣れ、あるいはバカンとの協議によっては、よりシステムの改善というのもあると思うんですが、基本的にはこれを使っていくというのが、この広島県のこれからの災害対応の基本になるという認識です。
- 宍戸議長　答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員　まだお一つ、バカンの利用率についてお答えがないのですが、よろしいでしょうか。
- 宍戸議長　答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長　反問権のほうがよかったかもしれないんですが、一旦返します。  
利用率というのが何を指すのか分かりかねますので、こちらでは集計をしていません。
- 宍戸議長　答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員　私が言っている利用率というのは、安芸高田市内で、このバカンを使って「満」「混雑」「やや混雑」、そういうところを確認された方の数値が分かれば教えてくださいと申し上げたんですが、それについてのお答え、確認できてないとかそういうことがなかったので再度お聞きしているところです。
- 宍戸議長　答弁を求めます。  
行森総務部長。
- 行森総務部長　大変申し訳ございません。今、ここにはそういう資料を持ち合わせておりませんので、またちょっと確認をさせていただきます。私が知らないだけかもしれませんので。すみません。
- 宍戸議長　答弁を終わります。



山根議員。

○山根議員　また確認していただきたくと思いますが、さらに、避難所の人数というか、その「やや混雑」「混雑」「満」を1日に何回ぐらい確認されるようなことをされるのか。それは、その情報を出すときに何時に出すかというのが決まっているんじゃないでしょうか。そういう使い方、バカンの使い方、そういう基準があればお聞きしたいと思います。

○宍戸議長　答弁を求めます。

河本危機管理課長。

○河本危機管理課長　バカンの利用をされる方が見ていただけるタイミングはまちまちだろうと思います。逆に、職員のほうはその数字を出すタイミングというのは、特には決まっておられません。時間帯をいつにということで決めて出しているわけではございません。ただ、混雑状況によって、状況が変わったタイミングを見計らって、そういった情報を出しているという状況です。

以上です。

○宍戸議長　答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員　数字を出すタイミングは決まっていないということで、このタイミングが一番重要ではないかと思っています。今後について、避難者の方は災害がいつ起こるか、いつ影響が出てくるかというところは大変なところであると思います。しっかりとそのタイミングを見計らった状況が分かるように進めていただけたらと思います。

また、バカンの利用について、タイミングは決まってないということで、これ、担当者の方がどのように対応されているかは分かりませんが、新しい物を使うには、やはり慣れるまで時間がかかると思いますけれども、現在のところ職員の対応に難しいところはございませんか。

○宍戸議長　答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　まず、前段の御質問についてお答えすると、タイミングとちょっとこちらの御説明がよくなかったなど申し訳なく思うんですが、タイミングが大事とおっしゃいますが、そんなものは不可能です。それは「避難指示はいつ出るんですか」に等しいですよ。それが予測できたら苦労しません。ですので、ちょっと言葉があれだったんですが、随時です。随時、状況を見るために職員が受付をしているんです。あれは暇潰しでカウントしているんじゃないんですよ。キャパがこれぐらいあって、もちろん目視もしますけれども、今一体、何百人来ていて、このペースだったら400人、450人、もっと行くかなと、それを受付の職員が適宜、判断をして、まだ大丈夫か、やや混雑か、混雑か、というのを発信するようにしてあるんです。タイミングというのは、それがベストのタイミングです。それ以上はあり得ません。

避難所の運営に関して申し上げれば、おおむね大過なく運営できたよ

うに思いますが、やや一部で若干、混乱が生じたというふうに報告を受けています。この点については、既に議会に厳重に抗議を申し入れているところですが、一旦ここでは控えておきます。改めて回答をお待ちしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 職員の対応は問題なくされているというところではあるかと思えます。ただ、バカンの使い方、私の耳に入ってくるのは、かなり面倒くさいと。各一つ一つの避難所に対して、IDパスワードがあり、それを1個ずつ入れないと進まない。さらには一斉にしたいところは、管理者としてはそういうことはあると思えます。閉鎖にするにしても全て1個ずつ、今回は27か所でしたか、全部入れていって、閉鎖、閉鎖とやるんですかね。私は見たことないですが、そういうような手間がかかる状況もあったと聞いております。

そんな中で、新しいものですから、特に市長が肝煎りで広島県内23市町、全市町に広がったシステムです。しっかりと今後に向けて、市民が利用しやすく職員が扱いやすいシステムになることが求められていると思えます。それについては市長はどのようにお考えでしょう。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 バカンが提供してくださっているシステムのインターフェイスに特段大きな支障があるとは認めていません。ただ、人によると、それこそ慣れの問題ですので、多少、得手不得手が差が出るのかと思えます。それこそ私の近いところでいえば、親ぐらいの年ですと、LINEの通話すらうまく出てくれなくて、やきもきすることが間々あります。そういったところには丁寧に説明していく必要を感じますが、基本的に市役所内において、職員においてそのインターフェイスに不具合があるとは評価していません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 インターフェイスという言葉が何を意味しているのかよく分からないところがありますが、不具合があると言っているわけではございません。私は今、システム導入のときに、市長は避難所の情報伝達の効率化が見られると言われております。そのためのシステムですから効率化ができるように、それが見られたのか、今回の災害ではまだまだ使われ出して間がないですから、出てきているかどうかは分かりませんが、そういうところの求められるところに向けて、しっかりと改良をシステム会社と共にされることを期待するところです。

ただ、ここでもう一点あります。先ほども言われました、市長、年代が高くなると使いづらい。私は今回の避難された方々の中でお話をさせていただきましたら、バカンを使ったことはありますかと、バカンって

何と、それどころじゃないわよというような答えが返ってまいりました。まだまだ広報が足りないものであると感じております。

そこについては市長、今後、皆さんに使っていかれるために、どのように考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今回の御説明から、その情景を想像するに、それは単に聞いたタイミングが悪かったんじゃないですか。それどころじゃないわよというのは、バカンのシステムに対する苦情じゃなくて、そういう質問をしてきた人に対する苦情だと一般的には解釈されると私は感じます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 2日前のことです。まだまだ復旧に向けて、まだごみが家にあり、車は3台流されてどうにもならなくて大変なのよという状況であったから、そういうこともあったかもしれませんけれども、でもバカンを知らないということは事実ですから、今後に向けて、そこのところも改善を求めていかれたらと思います。

次に参ります。

避難所の職員数は、吉田町で12名とされていましたが、その日で時間帯によって違ったみたいですから。実際はどのように対応されたのかお伺いをします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 当時は、市民部・福祉保健部を中心に増員をしまして、最大で約20名の職員が対応しています。もちろん交代をしながら対応を行いました。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 そうですね、14日の4時に12人、14時には27人にまで増やされております。吉田町内で動かれる中で、職員の配置が避難所を増やせない理由であるのかを知るためにお伺いしているところです。

さらには、保健師の方々には、避難所において避難者の体調など健康管理にも気を配っていただいておりますが、災害があったときには分散避難を進められてはいる今の状況ですが、市が開設する避難所には職員が張り付くやり方、先ほど市長が言われたとおりです。

避難所開設には、人員配置も課題となるのではないかと考えますが、この人員配置が課題であるから新しい避難所開設が難しいというお考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 ちょっと何を問われているのかが、すみません、ぴんときてないんですけども、そのままお答えすれば、当然、職員の人数というのは制約

の一つです。無限に資源があれば全ての施設を避難所にすることは可能ですが、そんなことは不可能です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 避難所開設に、アージュでは1人当たり4平米あればいいから587人可。ピーク440人は8月13日のことですが75%であったと言われました。これを聞くところで、私はやはり市民の方の声を聞きましたが、アージュは人が多いから、やっぱり窮屈でしんどいから、あそこには行けない。浸水してても2階で何とか過ごすわというようなお声を複数名から聞いております。

そんな中で、先ほど避難所開設について人員配置の問題があるのではないかと伺ったところですが、それは避難所の数にもよるでしょう。その中で、今こうやって説明する中で、改めて市長のお考えをお伺いします。

今、安芸高田市には指定避難所がありますよね。さらにはその中で災害の程度、それからその位置、被害を受けている場所によって避難所は選択されると思います。さらに協定を結んでいるところもあります。そういうところも選ぶ可能性はあるわけですが、現在のところ、主にはアージュと可愛振興センターと愛郷小学校、これで今回の災害には対応された。

そういう状況の中で、市長のお考えは今後に向けても関わるので、避難所開設について、どのようなお考えかお伺いするところです。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 避難所開設についての考えと問われたんですけども、一体全体、何の考えなのかというのは判然としません。ただ確かに言えることは、総合的に勘案し、避難所運営は適宜適切に判断をしていますし、これからもしていきます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 少し話が広がってしまいましたが、3番目に入ります。

避難所に来られる方々の中には、持病を持たれたり環境に敏感な方やペットを伴う方などもいらっしゃると思いますが、その方々への対応はどのようにされたのかお伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、健康状態については受付をする際に確認をしています。そして、必要に応じて保健師や職員が付き添う、または段ボールベッドの準備をするといった対応を行っています。そして、避難中については保健師が見回りを実施し、体調管理に注意を払っています。

あとはペットについてですけども、今回は数としては犬が4匹、猫

が1匹、鳥が1羽の避難があったと伺っています。それぞれ避難所の大ホールの中とかは、さすがに難しいので、下の図書館の前、テラスのスペースであるとか、あるいは駐車場にとめた車中で避難を行っていただいています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 4番目に移ります。

災害発生時における協定を多くの団体・事業者と締結されてきております。今回の災害発生時における福祉施設での避難者受入れの対応はされたのか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 はい、対応を行っています。福祉避難所については3か所、三篠園、高美園、清風荘で、合計4名の受入れがあったと報告を受けています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 高齢の方には、地元で関わりのある福祉施設にお願いして、避難された方々もいらっしゃると聞いております。安芸高田市は市内に六つの社会福祉法人と協定を結んでおり、10件の福祉施設は要請をすれば対応してくださるはずです。

今回、要請が遅れていたという声も聞いてきましたけれども、それについてはいかがでしょうか。御説明いただけますか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 要請が早かったか遅かったか、あったのかなかったのか、それは非常に私も疑問に思っておりますが、確かに今回の避難の場合には、夜中からにかけてが集中しました。その間、ピークになるまで、やはりそこまでの混雑というのは予想していなかったというのをございましたし、この3施設については、私のほうからは要請をしておるわけではございませんが、いろいろ口を利いていただいて、一定の受入れをしていただいたものというふうに思っております。

いずれにしましても、今回の災害というのは、非常に私らも想像を超えた域のものでございまして、避難所運営・開設等々におきましても非常に課題が出てございます。議員御指摘のこの福祉避難所の件につきましても当然でございまして。その辺のところをしっかりと検証して、次の災害といえますか、次の災害対応に当たっていく必要があるんだろうというふうに思います。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 協定していても、非常時においてはなかなかその要請をかけづらか

ったこともあったかと思えます。ただ今回、JA本所への避難者というか、そこに行かれた方はいらっしゃいました。JA広島北部農協本店に13日お昼前に1家族3名の方がペットを連れて来られた。ペットを連れてるので、アージュは多いだろうしペットも寂しがると、そういう意味で、本店が近かったのでしょうか、来られたそうです。

JAは3階の会議室にて休憩されるのであればどうぞということで対応されたそうですが、JAなりに、これは、協定は甲から乙に、だから市が要請を乙にしなければ動けません。そういう意味で、市からの要請がなかったため、市に連絡してアージュへの誘導をされたと聞きました。これについては御存じでしょうか。お伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
行森総務部長。

○行森総務部長 このJAの件に関しては、私は承知しておりません。すみません。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
山根議員。

○山根議員 私、これを聞きまして、避難のおつもりでJAに来られた方に本当に申し訳なかったなど。JAとしては、こんなこともありましたけれども、いつでも要請いただければホールを開放し、使っていただければと思っておりますとのことです。

また、アージュに避難している人たちから、食糧がないなどの声を受け、JAは備蓄食糧を13日に提供されたと、そういうお話も聞かせていただきました。実際13日には本当にたくさんの食糧をJAさんから提供いただいております。

先ほどから避難所の開設、市長は大前提は市の所有しているところというように言われてますが、協定を結んでいるところもしっかりとその中に入れて考えられたらいかがかと思います。協定の中でJAは無償で受入れをするというように書かれておりました。さらには、福祉施設は関わりのある方々が来られたら、高齢者の方々、要配慮で配慮が要るの方々については、夜でも人員が配置されておりますので受けてくださったのではないかと想像いたします。

改めて市長にお伺いをいたします。今後に向けて、その災害の状況によっては、災害の状況によらずとも、高齢者避難等、レベル4で一応要請を出すというようなこともお考えになる可能性はございますか。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 決して揚げ足を取りたいつもりじゃないんですが、大事なポイントなのでしっかりとお伝えしておきます。状況に応じます。もちろんです。状況に応じて全ては判断をするんです。状況を置いといて何かやるなんて決められるわけがないんです、そんな無責任な。

先ほどの話も、個別の方が農協に行かれてどうこうというのは、こちらで、すみません、さすがにそこまでは把握していませんが、農協がそ

の避難所たり得るというのは、組織としてはもちろんですが、私は個別に農協のマネジメントの方と話しましたが、吉田の方でないといびんとこないかもしれないんですが、あの辺りは土地がちょっと低いんです。すぐ裏は中学校があるんですけれども、水によくつかると、これほどの豪雨でなくても。グラウンドなんて、もう水浸しとかプールみたいになるんですね、海みたいに。そうしたときに、あちらに避難を誘導するのが果たして適切なのかというのを考えたときに、それだけではないんですが、もう一個追加で言うておけば、これは大前提なんです。大前提は状況によります。

サブの要素として、副次的な要素として、市が管理する施設というのは非常に大事です。なぜならば、職員を配置して運営しなければならんです、基本的には。お願いしますと任ぜられないんですね、さすがにそこまでは。行政の責任で、行政の仕事として対応する必要があります。ですので、基本的には市が管理できることを優先して、状況に応じて判断し、対応しています。これからも変わりません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 はい。状況に応じてと言われます。ただ今回の件では、13日はまだまだ状況的に事態が大きくなるばかりの状況でしたが、14日、ある程度、アージョの避難者数、さらには災害の状況を把握すれば、JAにお願いすることも考えられるところではなかったかと私は想像するところです。

コロナだからこそありますが、非常時にはその時その時で必要とされる最善の対応が求められると考えます。その対応が今回は災害に遭われた市民が安心してできる場、よりどころとしての一時避難所の設置でございます。コロナだからこそ余裕を持っての開設が求められていた中、市民の中には、避難して安心したと思ったところ、要請がなく避難所ではなかったという経験をされた方が出た。また、地元で関わりのある福祉施設は何とか見ていただけた。避難所は今回27か所開設されましたが、開設期間は3日間が一番多かったですね。12か所、約半分が3日間、次が6日間、8日間と各4か所、さらには二十二、三日ですか、避難所として開設されていたところも見当たります。

市民の中には高齢者が多く、少しの無理や災害による精神的なストレスで体調を壊す方もいらっしゃる。配慮が必要な方の家族も災害に遭って生活が変わる中、避難所は少しでも眠りが取れ、そしてトイレなどで困ることが少ないようにあればと思います。

その中で、施設があるなら4平米にこだわらず、ゆっくりと眠れる環境をつくっていただきたい。家に戻ればまた大変な片づけなどがあるのですから、市民の安全・安心のため、改めて協定を確認し、今後に生かしていただきたいと思います。

そんな思いの中で、協定を見させていただきました。今回、支援の状況を見ると、コンビニからの食糧等の支援について協定と書いてありま

した。WEBに掲載されている防災計画を確認しましたが、バカンの協定が一番最近のようでしたが、コンビニとの協定はいつ締結されたのか、伺いをいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
河本危機管理課長。

○河本危機管理課長 今回、コンビニからおむすびであったり、そういった食糧等も入れていただいています。これは、広島県を通じて、広島県との協定の下に依頼をしたものであります。広島県に依頼をし、広島県のほうがセブンイレブン、それからファミリーマートだと思えますけれども、そういったコンビニから、要請をされて、それがうちのほうに届いたという状況であります。ですから、直接コンビニとの協定というものは結んでおりません。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
山根議員。

○山根議員 分かりました。やはり食糧は避難者にとっても大切なものですから、しっかりと県との協定があってよかったなと思います。

それでは、大枠2点目について・・・

○宍戸議長 山根議員、質問の途中ですが、ここで休憩したいと思いますので。

○山根議員 はい、分かりました。

○宍戸議長 それでは、換気のために、ここで14時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

山根議員、質問を続けてください。

山根議員。

○山根議員 休憩を間に挟みましたが、大枠2点目の最後となります。復旧に向けて、御質問をいたすところでございます。

河川の氾濫、土砂崩れなどにより、道路が寸断され、多くの市民が被害を受けた今回の令和3年8月の大雨災害からの復旧に向けて、激甚災害の指定を求めるところで市長のお考えを問うところではございますが、昨日の石飛議員、本日の武岡議員の質問があり、市長のお考えは伺いました。必要な要望は行っている。国・県との問題意識を共有できており、昨日は見込みがあるとのことでしたが、本日は部長から認定間違いなしとの言葉も出て、胸をなでおろす次第です。

これについては、この間、財政の厳しさについて、昨日は芦田議員の質問の中に、指定管理料に絡めて私が初日に行った監査委員の方への質問を問題ありとされて、とうとうとお話をされました。

ここについては、財政問題について、この激甚災害指定についても関



わかりますが、認識の違いがあるので、一言御説明させていただきます。

私、平成20年に議員になりましたが、安芸高田市は平成16年に合併してから4年続いて実質単年度収支赤字でした。このとき持ち直しました。今回のコロナの状況があるので、監査委員の御意見を聞いたところです。平成21年の研修会で、講師より「赤字は3年出したら要注意、財政運営の転換が必要である。これは議会の責任。」と言われました。ちょうど石丸市長が着任され、財政運営の転換がなされているところだと感じております。

このように捉えられれば問題ないと思いますが、なぜにあそこまで個人的に攻撃されたのか分かりません。一つ、財政調整基金の問題があります。実質単年度収支、この計算式から財政調整基金を取り崩すことによって赤字になるものです。ここをもちろん何に使うかによります。繰上償還に充てるならばプラスになります。どんなやりくりをしたかなどが分かってくるのが実質単年度収支というものです。使うためにあるといっても監査委員が言われたごとく、まずは気づくことが大切と議員の責任を果たしたつもりでございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○宍戸議長

以上で、山根議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

次回は、9月29日午前10時に再開いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員